

# 釧路市企業立地促進条例に基づく 設備投資等の支援



## 【助成金】

2024(令和6)年4月1日改正施行

種類	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額	
設備投資 資金助成	・製造業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・リサイクル産業施設 ・試験研究施設 ・植物工場	【新設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：5,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100相当額	1億円 (新たに雇用される者が10人以上の場合は2億円)	
		【増設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：3,000万円以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の4/100相当額 (新たに雇用される者が5人以上の場合は8/100相当額)	1億円	
	阿寒音 別地区 のみ	・旅館業 ・観光施設 ・特産品開発施設 ・教育文化施設 ・医療福祉施設 ・その他の施設	【新設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：5,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100相当額	1,000万円
			【増設の場合】 ・固定資産(土地を除く)の取得価額：3,000万円以上	固定資産(土地を除く)の取得価額の4/100相当額 (新たに雇用される者が5人以上の場合は8/100相当額)	
雇用助成	・製造業 ・リサイクル産業施設 ・植物工場 ・電気業(新エネルギー供給業を除く) ・ガス業 ・熱供給業	【新設の場合】 ・新たに雇用される者：5人以上 【増設の場合】 ・取得した固定資産(土地を除く)の基準年度における評価額：3,000万円以上 ・新たに雇用される者：5人以上	新たに雇用される者1人につき20万円 (特例の場合30万円)	3,000万円	
		・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・試験研究施設			・新たに雇用される者：5人以上
	新エネルギー供給業(太陽光をエネルギー源とするものを除く)【新設のみ】	・取得した固定資産の取得価額：10億円以上 ・新たに雇用される者：1人以上			
	阿寒音 別地区 のみ	・旅館業 ・観光施設 ・その他の施設			・新たに雇用される者：20人以上
緑化助成	・製造業 ・電気業 ・ガス業 ・熱供給業	工場立地法第6条第1項の規定による特定工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上)の届出を要するもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100相当額	1,000万円	
土地取得助成	・製造業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・データセンター ・コールセンター ・リサイクル産業施設 ・試験研究施設 ・植物工場	【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業等を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業等を開始すること ・雇用助成の対象要件を満たすこと	土地取得価額(事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)の25/100相当額	1億円	
事業所賃借料助成	コールセンター 【新設のみ】	・新たに雇用される者：50人以上	事業所賃借料の1/2相当額を3年間	年500万円	
	本社機能移転事業所	・新たに雇用される者：30人以上 ・事務所又は事業所の面積：300㎡以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること ・この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと	事業所賃借料の1/2相当額を1年間		
通信回線使用料助成	コールセンター 【新設のみ】	・新たに雇用される者：50人以上	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円	
特別援助	阿寒音 別地区 のみ	上記の全業種	特別援助の申請があった場合で、阿寒・音別地区の産業振興上特に必要があると認めるとき	・出資又は融資のあつせん ・土地又は建物のあつせん ・市有普通財産の貸付け又は売却 ・労働力の確保 ・用水の確保 ・道路等周辺公共施設の計画的整備 ・その他必要な援助	

# 【課税の免除】

- ・地域未来投資促進法：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
- ・過疎法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

種類	対象業種	対象要件		課税免除	対象資産
地域未来投資促進法関係	承認地域経済牽引事業 (国による課税特例の 確認を受けたもの)	固定資産(建物・構築物・その敷地の土地)の取得価額：1億円超 (農林漁業関連業種(※1)は5,000万円超)			建物・構築物・ その敷地の土地 (※2)
過疎法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・旅館業</li> <li>・農林水産物等販売業</li> <li>・情報サービス業等</li> </ul>	資本金の規模	固定資産(土地を除く)の取得価額	基準年度 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100	建物・機械装置・ その敷地の土地 (※3)
		5,000万円以下	500万円以上		
		5,000万円超1億円以下	1,000万円以上【新設・増設のみ】		
		1億円超	2,000万円以上【新設・増設のみ】		
5,000万円以下	500万円以上				
5,000万円超	500万円以上【新設・増設のみ】				

- ※1 製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業(地域未来投資促進法第26条に規定する総務省令による)
- ※2 取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物又は構築物の着手があったもの
- ※3 2021(令和3)年4月1日以降に取得した土地で、取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったもの

## ■ 「新設」「増設」「市外からの進出」とは

- (1) 新設：次のいずれかの場合をいいます。
- ① 市内に事業場を有していない者が、市内に新たに事業場を設置する場合
  - ② 市内に事業場を有する者が、異種の事業を行うため、新たに事業場を設置する場合
- (2) 増設：次のいずれかの場合をいいます。
- ① 市内に事業場を有する者が、同種の事業を拡大するため、当該事業場を拡張し又は新しい事業場を設置する場合
  - ② 市内に事業場を有する者が、生産能力を増加させる目的をもって、当該事業場に新たに設備を設置する場合
- (3) 市外からの進出：市外に主たる事務所・事業所等を有する者が、市内に事業場を新設する場合をいいます。

## ■ 「新たに雇用される者」とは

- (1) 「新たに雇用される者」は次の条件を満たす者をいいます。正規雇用以外でも、条件を満たす場合は「新たに雇用される者」となります。
- ① 常時雇用される者：労働基準法に定める労働者名簿の調製を要する者(補助金交付申請時に労働者名簿と雇用者保険証の写しにより確認)
  - ② 釧路市の住民基本台帳に記録されている者
  - ③ 次のいずれかに該当する者

設備投資資金助成・雇用助成に係る事業場の新設(※1)	次のいずれかに該当する者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者 ・当該事業場の操業等開始の日に雇用されている者 ・当該事業場の操業等開始後3か月以内(コールセンターは9か月以内)に雇用される者
設備投資資金助成・雇用助成に係る事業場の増設(※2)	当該増設の着手日から、当該増設に係る操業等開始後3か月以内(コールセンターは9か月以内)に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者
事業所賃借料助成・通信回線使用料助成に係るコールセンターの新設	次のいずれかに該当する者で、引き続き3か月を超えて雇用され、かつ補助金の申請時に雇用されている者 ・当該コールセンターの事業開始の日に雇用されている者 ・当該コールセンターの事業開始後9か月以内に雇用される者

- ※1 「市外からの進出」の場合は、操業等開始の日に雇用されている者、又は操業等開始後3年以内に雇用される者で、引き続き1年を超えて雇用され、かつ補助金の交付申請時に雇用されている者としてします。
- ※2 増設に伴って新たに雇用される者の人数を算定する場合、次のいずれかの人数が新たに雇用される者の人数を下回る場合は、これら

- ・補助金の交付申請時における市内の常用雇用者(引き続き1年を超えて雇用されている者)の人数から、当該増設に係る指定申請前3年間における決算期ごとの市内の常用雇用者の人数のうち最大のものを引いた人数
- ・当該増設の着手日から補助金の交付申請時までの間に市内で新たに雇用される常用雇用者の人数から、当該期間中に市内で退職・異動等により減少した人数を引いた人数

- (2) 雇用助成における「特例」は、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 雇用前引き続き3年以上、釧路市の住民基本台帳に記録されている者
  - ② 釧路市の住民基本台帳に記録されていた者で、市内において義務教育以上の課程を修了し、進学又は就職のため本市を転出した者であって、雇用時に満30歳未満の者

## ■ 申請の流れ

- ・事業場の取得等(新設・増設工事等)の着手前60日から着手後30日までに、「指定申請」を行ってください。
- ・着手後(既に着手している場合は事業者指定後(ただし)「着手届」、完成后「完成届」、操業等開始後「操業等開始届」を行ってください。
- ・課税免除の申請は課税免除を受けようとする年の1月末まで、補助金の申請は要件を具備した後(「新たに雇用される者：〇人以上」が要件となる場合は1年を超えて雇用された後)から1月末までに、申請を行ってください。

【問合せ先】 釧路市産業振興部産業推進室(〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地・TEL：0154-31-4550)

詳細・様式等は釧路市ホームページからご覧ください <https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/sanshien/1006394/1006395.html>